

利根町と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により利根町と締結いたしました。
これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に町からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。
今回の協力協定は、災害が発生した場合に、利根町からの要請により、本会の県南支部が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

記

○ 利根町との災害協定について

- 1 支援協力に関する協定締結日： 平成30年3月19日
- 2 協定締結の状況

利根町役場において、佐々木喜章町長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者 利根町側 佐々木喜章町長、清水一男総務課長、久保田政美総務課課長補佐、
弓削紀之総務課係長、浅賀裕太郎総務課主事

本会側 國井豊会長、渡邊律三副会長、石井徹県南支部長、
竹内崇県南支部副支部長、後藤太一県南支部副支部長、
松田秀幸県南支部副支部長

○ 災害協定の主な内容

本会は、市の要請により無償で次の業務を行う。

- ① 被災者支援相談窓口の開設
- ② 町への本会会員の派遣
- ③ その他、被災者支援のために町が必要とする事業への協力
- ④ 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県南支部を経由して行う。

○ 茨城県行政書士会が、既に「災害時における被災者支援協力のための協定」を締結した自治体 (20市町村)

北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）、
日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）、
那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）、
潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）、鉾田市（H27年12月）、
神栖市（H27年12月）、鹿嶋市（H28年1月）、かすみがうら市（H28年2月）、
笠間市（H28年2月）、境町（H28年9月）、守谷市（H28年11月）、
牛久市（H29年4月）、常総市（H29年4月）

○ 茨城県行政書士会が、既に「災害時の広域応援に関する協定」を締結した他の単位会等 福島県行政書士会（H29年5月）、日本行政書士会連合会関東地方協議会（H29年11月）



平成30年3月21日茨城新聞掲載



利根町長と國井会長が調印式に臨みました。



災害時における支援協力に関する協定書

利根町（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、利根町で地震、暴風、洪水、大規模災害及びその他の原因による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に利根町災害対策本部を設置し、かつ、利根町内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の申請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同法第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、行政書士業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。

- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請文書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平常時から連絡調整に努めるものとする。
- 4 前各項の手続及び連絡調整については、原則として乙の県南支部を経由して行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

（報告）

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められたときは書面で報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害の補償）

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は責任を負わない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、合意のうえ、この協定を終了させることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月19日

甲 茨城県北相馬郡利根町布川841-1

利根町長
佐々木喜章

乙 茨城県水戸市笠原町978番地25 茨城県開発公社ビル5階
茨城県行政書士会

会長
國井豊